

野田市行政手続における特定の個人
を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月17日

野田市長 鈴木 有

野田市条例第40号

野田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

第1条 野田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年野田市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表の1の項中「3の項の事務の欄に掲げる事務に関する情報」を「「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知）による外国人の保護に関する情報」に改め、同表の3の項を削る。

第2条 野田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「市長が行う別表の左欄」を「別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄」に改め、同条第2項中「市長は、別表の左欄」を「別表第1の左欄に掲げる機関は、同表の中欄」に、「自ら」を「当該機関」に改め、同条第3項本文中「利用特定個人情報」の次に「及び住登外者宛名番号管理機能による住登外者情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）」を加える。

第5条第1項を次のように改める。

第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第2の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

別表を削り、附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第4条第1項、第2項）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	野田市ひとり親家庭等医療費助成金支給に関する条例（昭和50年野田市条例第12号）による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給に関する情報（以下「国民健康保険等給付関係情報」という。）、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）若しくは「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知）による外国人の保護に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの又は住登外者宛名情報
2 市長	野田市子ども医療費の助成に関する規則	生活保護関係情報、地方税関係情報、国民健康保険等給付関係情報、住民票関係情報若しくは外国人生活保護関係情報であって規則で

	(平成15年 野田市規則第 1号)による 子ども医療費 の助成に關す る事務であつ て規則で定め るもの	定めるもの又は住登外者宛名情報
3 市長	住登外者宛名 番号管理機能 による住登外 者の情報の管 理に關する事 務 (以下「住 登外者宛名番 号管理事務」 といふ。)	この表の1の項及び2の項の中欄に掲げる事 務又は法第19条第8号に規定する特定個人 番号利用事務に係る住登外者宛名情報
4 教育委 員会	住登外者宛名 番号管理事務	法第19条第8号に規定する特定個人番号利 用事務に係る住登外者宛名情報

別表第2（第5条第1項）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務	教育委員会	法第19条第8号に規定する利用特定個人情報
2 市長	住登外者宛名番号管理事務	教育委員会	住登外者宛名情報
3 教育委員会	法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務	市長	法第19条第8号に規定する利用特定個人情報
4 教育委員会	住登外者宛名番号管理事務	市長	住登外者宛名情報

附 則

(施行期日)

1 この条例中第1条及び次項の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年1月13日から施行する。

(医療費助成に係るオンライン資格確認の開始に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正)

2 医療費助成に係るオンライン資格確認の開始に伴う関係条例の整理に関する条例（令和7年野田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条のうち野田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表に次のように加える改正規定を次のように改める。

別表第1中4の項を5の項とし、同表の3の項中「及び2の項」を「から3の項まで」に改め、同項を同表の4の項とし、同表の2の項の次に次のように加える。

3 市長	野田市重度心身障がい者医療費助成金支給条例（昭和47年野田市条例第6号）による重度心身障がい者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報
------	---	----------